

[3] 認知症学会認定臨床医制度について

- 認知症学会専門医試験では、〔1〕資格審査、〔2〕症例報告書審査、〔3〕筆記試験に同時に合格することが求められます。
- 専門医試験とは別に、専門医試験と同じ要件の〔1〕資格審査、〔2〕症例報告書審査による試験を実施し、合格した場合「認知症学会認定臨床医」と認定します。
- 2020年秋に第1回の認定臨床医試験の申し込み受付を行う予定です。合格した先生は2021年春の理事会承認をもって認定臨床医と認定されます。
- 認定臨床医は5年以内に〔3〕筆記試験に合格することで専門医の認定を受けられます。ただし、専門医を目指す場合は、認定教育施設での全3年間の研修を修了してから受験して下さい(→次ページの★印の記載をご覧ください)。
- 専門医を目指さず、認定臨床医のみの取得・維持をなさる場合は、認定教育施設での研修歴の一部または全部を専門医教育セミナー受講で代替することができます(セミナー1回<1.5時間×3コマ>受講で研修歴1年を代替できます)。
- 認定更新の要件は専門医と同じです。
- 学会HPへの受診情報掲載はありません。また、指導医にはなれません。

(1) 認知症学会認定臨床医(研修期間振替なし)

3年間の教育施設における研修

筆記試験
合格*

筆記試験を受験せず

認定臨床医のまま
(機構の枠外)

学会認定専門医

機構加盟

機構認定専門医

(2) 認知症学会認定臨床医 (研修期間振替あり)

教育セミナー	教育施設研修
教育セミナー	教育施設研修
教育セミナー	

*ただし日本専門医機構に加盟した場合、それ以降は、認定臨床医が筆記試験のみの合格で機構専門医に移行できるかどうか、また専門医試験までの猶予期間が何年になるか等、今後の機構との交渉事項です。

★教育セミナー受講により研修歴を代替して受験し、専門医を目指す場合、認定臨床医の段階を経ていると「移行措置試験」受験に間に合いません。直接(2021年春までの)専門医試験を受けて下さい。